

報告第4号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成29年6月12日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

記

| 項 目     | 内 容  |          |
|---------|--|----------|
| 発生日時・場所 | 平成29年4月6日 午前11時40分頃<br>富山県富山市安住町地内 駐車場   |          |
| 事故の概要   | 職員が公務のため出張先の駐車場に公用車を止め、下車しようと同乗者がドアを開けたところ、ドアが強風にあおられ、公用車右側に停車してあった自動車（社用車）のドアに接触し損傷させた。 |          |
| 相手方     | [REDACTED]<br>[REDACTED]   |          |
| 事故の種類   | 人 身  | 物 損      |
| 相手方損害額  | —  | 155,363円 |
| 市の過失割合  |  | 100%     |
| 損害賠償金   | —  | 155,363円 |
| 内 訳     | 保険金  | 155,363円 |
|         | 一般財源   | 0円       |
| 専決年月日   | 平成29年5月8日 専決第5号  |          |